

大阪狭山市監査委員告示第 5 号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を実施したの
で、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和4年(2022年)11月25日

大阪狭山市監査委員
北 井 末 廣
西 野 滋 胤

監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査
なお、本監査は大阪狭山市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

1 対象グループ

子育て支援グループ

- ・ 児童福祉管理事業
- ・ 心身障がい児通園施設事業
- ・ 児童福祉団体等育成事業
- ・ 児童福祉施設入所事業
- ・ ひとり親家庭等児童給付金事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ ファミリーサポートセンター事業
- ・ 母子家庭等対策総合支援事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 育児支援家庭訪問事業
- ・ プレイセンター推進事業
- ・ 発達障がい児支援事業
- ・ 認定子育てサポーター事業
- ・ 児童手当支給事業
- ・ 児童扶養手当支給事業
- ・ 児童遊園管理事業
- ・ 子育て支援センター運営事業
- ・ 利用者支援事業
- ・ 子育て支援・世代間交流センター施設運営事業
- ・ 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業（繰越明許予算）
- ・ 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業
- ・ 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）支給事業

放課後こども支援グループ

- ・ 放課後児童会事業

2 対象事務

令和4年4月1日から令和4年8月31日まで（必要に応じて令和3年度を含む。）
に執行された財務に関する事務

第3 監査の着眼点

大阪狭山市監査基準及び大阪狭山市監査実施要領に基づき、不正、不適切な事務処理等の予防、発見、修正という合規性に主眼を置き、財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを着眼点として実施した。

第4 監査の実施内容

当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求めこれを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施し、切手及び物品に関する事務については実査を行った。

また、調査票により情報収集を行った当該財務事務の内部統制の整備及び運用状況により、監査対象のリスクの内容及び程度を検討のうえリスクの識別を行い、事故等の発生する可能性が高い事務事業に重点を置いた監査を実施した。

第5 実施場所及び日程

大阪狭山市役所庁舎内において令和4年10月7日から令和4年10月24日まで実施した。

第6 監査の結果及び意見

財務に関する事務は関係法令等に従い、両グループともに概ね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、放課後子ども支援グループの大阪狭山市民間放課後児童会運営事業費補助金交付決定においては、大阪狭山市民間放課後児童会運営事業費補助金交付要綱に規定されている補助対象基準を口頭にて確認している事務があった。より正確な情報を得るためにも、確認が必要な事項については書類等にて確認するなど、より確実に事務が執行されることを望む。